|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ５－３　施設機能の発揮（地域） | （１）以下の府内障がい者スポーツ活動の広域的支援業務が適切に行われているか。1. 府立支援学校のほか、障がい者スポーツに係る様々な団体や地域の障がい者サービス事業所等との連携やこれらへの支援（パラリンピアン等や障がい者スポーツ指導員等の派遣、事業の共同実施やネットワーク化のほか、トレーニング方法や競技の普及手法の開発など）に関する業務
2. 施設機能の発揮に係る事業を円滑に実施するためのパラリンピアン等のトップ障がい者アスリート（団体やチームを含む。以下「パラリンピアン等」という。）の支援や招聘その他連携に関する業務
3. 提案者の自主提案事業
 | １施設機能の発揮（地域） （1）障がい者スポーツ活動の広域的支援業務①府立支援学校等の連携、支援事業　・地域展開事業、出前事業 開催回数： 75回　参加者数：8,111名　　　（内訳）特別支援学校 2回、小学校 17回 、中学校 11回、高等学校7回、大学3回、障がい者団体等　35回　 ※「地域展開詳細表」参照　 ・府教員対象障がい者スポーツ体験講習会開催回数：2/2回　参加者数：50名 定員各30名1. パラリンピアン等のアスリートの支援や招聘等・パラリンピアン講演会

開催回数：2回　参加者数：342名 1. 自主事業

　 　・ゆったりヨガ　開催回数：54/80回　参加者数：1,810名 定員各30名　　上記取り組みにより、施設機能を存分に発揮した。 | A | （１）1. 府立支援学校のほか、障がい者スポーツに係る様々な団体や地域の障がい者サービス事業所等との連携やこれらへの支援に関する業務について、地域へ出向いて障がい者スポーツを指導する出前事業を実施しており、障がい者団体への支援は35回等を実施している。
2. パラリンピアン等のトップ障がい者アスリートの支援や招聘その他連携に関する業務について、パラリンピアン講習会を２回実施している。
3. 自主事業については、提案どおり実施している。

以上のことから、概ね府内障がい者スポーツ活動の広域的支援業務が適切に行われていると判断できる。 | B | ・これまで、指定管理者評価委員会として、施設の目的に照らし、支援学校や支援学級等、障がいのある児童・生徒に対しての支援の必要性（その際、これまでの支援に占める小・中学校の割合や件数が減ってもかまわないことを含む。）を求めてきた。今後の支援学校等への支援については、さらなる充実を図るべき。・以上を踏まえ、施設管理者の評価について、案ではＡとされているが、期待を込めてＢとする。 |
| ６府施策との整合 | （１）以下の指定管理者として果たすべき責務を遵守しているか。1. 府が実施する事業への協力（府事業に係るファインプラザ大阪使用への協力を含む。）
2. 知的障がい者の継続雇用の取組み
3. 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応
 | １　府施策との整合性 1. 指定管理者として果たすべき責務
2. 府が実施する事業への協力

・（財）大阪府身体障害者福祉協会事業への協　　　　力・(社福）大阪府肢体不自由者協会事業への協力　　・(財）大阪府視覚障害者福祉協会事業への協力　　・（公社）大阪聴力障害者協会事業への協力1. 知的障害者の継続雇用の取り組み

　　　・現従事者が継続雇用を希望したので、引き続き雇用されるよう委託先と協議し、継続雇用を実現　　※雇用率（福）大阪府障害者自立支援協会　7.45％　　（公財）フィットネス21事業団　2.87%1. 省エネの取り組み

・電気、水、化石燃料等の使用量の低減化の取り組み 　　　・関西エコオフィス宣言にそって、冷暖房期間、温度を適切に設定 | A | （１）①府が実施する業務への協力について、障がい者団体の事業への講師派遣などの協力を行っている。1. 知的障がい者の継続雇用の取組みについて、知的障がい者清掃員は、引き続き雇用。障がい者法定雇用率は、それぞれクリアしている。
2. 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応について、関西エコオフィス宣言にそって、冷暖房期間、温度を適切に設定するなどの対応を行っている。

　以上のことから、概ね指定管理者として果たすべき責務を遵守していると判断される。 | A | ・特段の指摘・提案なし。 |
| ７管理運営にあたり遵守すべき法令等一覧 | （１）以下の関係法令、条例の規定等を遵守しているか。* 1. 個人情報の取扱い
	2. 情報公開への対応
	3. 公正採用への対応
	4. 人権研修の実施
	5. 障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、障害者自立支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令
	6. 大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立障害者交流促進センター管理規則など、ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則
	7. 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令
	8. 本要項、協定、提案、その他本府の指示等
 | １　管理運営にあたり遵守すべき法令等（1）関係法令、条例の規定等の遵守1. 個人情報の取扱い

・当センター個人情報保護規程に基づき適正に運用1. 情報公開への対応

・当センター情報公開規程に基づき適正に運用1. 公正採用への対応

・「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに大阪府が作成したパンフレット「公正な採用選考のために」基づき公正な採用選考を実施1. 人権研修の実施

・「職員研修体制」に基づき年に２回計画し、今年度は４回実施　　　　実施日：5月20日　参加者数：12名実施日：6月24日　参加者数：12名実施日：11月6日　参加者数：1名実施日：11月25日　参加者数：13名1. 障害者基本法、身体障害者福祉法等障がい者福祉に資する法令遵守

・指定管理者として、関係法令を遵守して適切に運営管理を実施1. 大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則等関係法令遵守

・指定管理者として、関係法令を遵守して適切に運営管理を実施1. その他関係法令の遵守

・労働関係法令他その他関係法令、要項、協定、府の指示等を遵守し適切に運用⑧本指定管理募集要項、指定管理に係る協定書、提案書、その他大阪府の指示に誠実に確実に実施 | A | （１）1. 個人情報の取扱いについて、規定を遵守している。
2. 情報公開への対応について、規定を遵守している。

③公正採用への対応について、委員会の設置等により、適正に実施している。1. 人権研修の実施について、「職員研修体制」

に基づき、適正に実施している。1. 障害者基本法等、障がい者福祉に資する法令を遵守している。
2. ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則を遵守している。
3. 労働基本法等、その他管理運営にあたり必要な関係法令を遵守している。
4. 本要項、規定等、その他本府の指示等について、確実に実施している。

　以上のことから、概ね関係法令、条例の規定等を遵守していると判断される。 | A | ・特段の指摘・提案なし。 |
| ８安定的な運営が可能となる人的能力等 | （１）以下の指定管理者の組織体制は適切に運用されているか。* 1. 職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障がい者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか。
	2. スポーツ事業担当者について、公益財団法人日本障害者スポーツ協会に登録する障がい者スポーツ指導員などの有資格者又は障がい者のスポーツ指導等の経験者あるいは、それと同等の資格を有すると認められる者（例：公益財団法人日本障害者スポーツ協会に登録する上級障がい者スポーツ指導員等）について、障がい者のスポーツ指導等を行い、かつ、当該指導に関する専門性が確保できる人員を配置しているか。
	3. 障がい者スポーツ等の相談担当者については、障がい者スポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、ケースワーカー等の適切な資格を保有する者について、障がい者スポーツ等の相談を行い、かつ、当該相談に関する専門性が確保できる人員を配置しているか。
	4. 手話通訳士（または、これと同等と認められるもの。以下同じ）を配置することとする。職員、指導員のうち手話通訳士がいる場合は、兼務でも構わないが、常時配置しているか。
	5. 第三者への委託は適切に行われているか。
	6. 年間事業計画書等を適切に提出しているか。
	7. 事業報告書等を適切に提出しているか。
	8. 指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか。
	9. 府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか。
 | １　安定的な運営が可能となる人的能力等1. 組織体制
2. 身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保す

るため適正な職員配置等　　　※別添「管理体制計画書」参照 ②スポーツ事業担当への有資格者の配置 　　※別添「管理体制計画書」参照1. 相談事業担当者については、障がい者スポーツ指導員（中級以上）、　理学療法士、健康運動指導士等の資格保有者（外部講師を含む）が担当

※別添「管理体制計画書」参照　　　理学療法士については、外部招聘1. ２階総合受付に手話通訳資格者または手話が

可能な者を常時配置1. 第三者への委託については、本募集要項、大阪府の基準、条例等に基づき適正に実施

⑥⑦⑧府への事業報告書の提出等各種報告については、適宜、必要に応じて適切に実施⑨府の管理運営にかかる実地検査や各種協議については、真摯に対応利用者からの要望等については、常時、館内三か所に「ご意見箱」を設置するとともに、年２回「アンケート（満足度）調査」を実施 また、年１回「利用者との意見交換会」（大阪府職員参加）を開催 　※別添「アンケート調査集計結果」参照  | A | （１）①身体障がい者福祉センターＡ型の機能を確保するための必要な職員配置について、Ａ型センターとしての役割を果たすために必要な者の配置等のほか、大阪府障がい者スポーツ協会事務局や本施設運営協議会など、必要な職員配置等が図られている。1. スポーツ事業担当者について、別添資料「管理体制計画書」のとおり、（公財）日本障がい者スポーツ協会に登録する上級及び中級障がい指導員等の有資格者等、該当指導に関する専門性が確保できる人員を配置している。
2. 障がい者等の相談担当者について、別添資料「管理体制計画書」のとおり、理学療法士や健康運動指導士等、該当指導に関する専門性が確保できる人員を配置している。
3. 手話通訳士（または、同等と認められるものを常時配置している。
4. 第三者への委託を適切に行っている。
5. 年間事業計画書は適切に提出している。
6. 事業報告書等を適切に提出している。
7. 指定管理中の管理状況について、府への報告がなされている。
8. 府が管理運営について協議等を求めた場合や、直接利用者からの要望等を聞く機会を求めた場合は、その要請に応じている。

以上のことから、概ね指定管理者の組織体制は適切に運用されていると判断される。 | A | ・特段の指摘・提案なし。 |
| ９安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）運営基盤として、経営規模、事業規模、組織規模等は十分か。（２）運営基盤として、財政状態は適正か。　　【指標】自己資本比率、流動比率、固定比率、総資本経常利益率、固定長期適合率 | ○両法人の「Ｈ２９事業・決算報告書」及び「Ｈ３０事業計画書・予算書」を添付する。  | A | （１）（２）　評価委員（公認会計士）のご意見を参考に、安定的な運営が可能となる財政的基盤について、概ね適正と評価。 | A | ・財政状況について、提案時と大きな変化はないが、大阪障害者自立支援協会は、平成29年度赤字であり、フィットネス21事業団は、平成30年度赤字であるため、安定性があるとは言えない状況。以上を踏まえ、今年度はＡ評価とする。赤字が継続する等の状況があれば、その理由の分析・説明を求め、評価する。 |